

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2020年度）  
京阪バス発第186号  
2021年6月25日

京都市南区東九条南石田町5番地  
京阪バス株式会社  
取締役社長 鈴木一也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスを50両導入する。(2019～2021年度)	計画通り実施 (2020年度ノンステップバスを27両導入)

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
補助スロープ板の導入	・反転式スロープ板については、取り扱いが比較的簡易である反面、停留所の形状によってはスロープ板の設置が困難であることから、反転式スロープ板導入車両であっても、予備のスロープ板として据置式スロープ板をあわせて装備する。(2020年度25両)	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
停留所での時刻表・案内表示の拡充	・停留所での時刻表・案内表示について、非電照タイプから電照タイプに変更する(2020年度1箇所)。また、設置箇所についても天吊り式から立ち上げ式に変更(2020年度1箇所)することで、高齢者、障害者等の方への情報提供を考慮したものとする。	計画通り実施
車内における情報提供の拡充	・車内の運賃表示器についてフルカラー化を完了しているが、新造車両についても引き続きフルカラーの運賃表示器を導入する。 ・鉄道と接続する主要な停留所において、鉄道との乗継時刻を車内の運賃表示器に掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。	
車外における情報提供の拡充	・主要な起点停留所において、行き先表示器(前部・側面・後部)に発車時刻を掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。	
自社ウェブサイトの拡充	・自社ウェブサイト「京阪グループバスナビ」の経路検索画面にて、運行車両タイプ(「ノンステップバス」「ワンステップバス」)を提供しており、引き続き同サービスを実施する。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客に関する講習の実施	・全ての社員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接客研修プログラム」に準拠した研修を行う。(2020年度) ・スロープ付き車両については、車両の導入時期によりスロープ板の取り扱い方法が異なるため、主に現業の社員に対して、スロープ板の取り扱い方法に関しての継続的な研修を行う。(2020年度)	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス待ち環境の改善を図るため、構造上設置可能な停留所に上屋(1箇所)とベンチ(5箇所)を設置する。(2020年度) …上屋は計画通り実施。ベンチのうち2箇所は2021年度以降の実施に延期する。</li> <li>・停留所付近の凹凸の激しい路面を補修することにより乗降の安全性を確保する。(2020年度1箇所) …計画通り実施</li> <li>・横断防止柵の開口部を変更し、乗降の利便性を確保する。(2020年度1箇所) …計画通り実施</li> </ul>
---

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備え たもの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	593	511	358	153	0	0	0	82	82	0	10	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	31	30	27	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	58	46	25	21	0	0	0	12	12	0	3	0	0	0
年度末車 両数	566	495	360	135	0	0	0	71	71	0	7	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。